

静岡県リモコン式草刈機貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が管理する一級河川及び二級河川の維持管理、堤防除草などの河川愛護活動の安全確保や作業負担の軽減を目的に、リモコン式草刈機（以下、「草刈機」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めたものである。

(対象活動)

第2条 草刈機の貸出しの対象とする活動は、県が管理する一級河川及び二級河川の維持管理、堤防除草などの河川愛護活動とする。

(対象者)

第3条 草刈機は、次の各号に掲げる者に貸し出すことができる。

- (1) 県が管理する一級河川及び二級河川の工事・委託を受注している建設業者
- (2) 県が契約するリバーフレンド活動保険（傷害保険、損害保険）に加入するリバーフレンド、又は、同等の保険に加入する団体、自治会等
- (3) 市町

(利用団体登録の申請)

第4条 草刈機の貸出しを希望する者は、予め別に定める利用団体登録申請書（様式第1号）を、活動する河川を管理する土木事務所長（以下、「所長」という。）に提出しなければならない。

(利用団体登録の許可等)

第5条 所長は、前条の利用団体登録申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、以下に該当しないと認めた場合は、草刈機を貸出可能な団体（以下、「利用団体」という。）として登録するとともに、利用団体登録許可書（様式第2号）を利用団体に交付するものとする。

- (1) 草刈機を損傷する恐れがあると認められる場合
- (2) 県が管理する一級河川及び二級河川の維持管理、河川愛護活動以外の目的で使用する場合
- (3) 草刈機の保管場所が適切でないと認めた場合
- (4) 営利目的で使用する場合
- (5) その他、所長が不相当と認めた場合

(利用団体登録の変更)

第6条 利用団体は、次のいずれかに該当する場合は、第4条の規定に準じ予め所長に変更を申請し、第5条に準じ許可を受けなければならない。

- (1) 利用団体の所在地又は代表者氏名を変更する場合
- (2) 草刈機を利用する箇所又は保管場所を変更する場合

(利用団体の登録期間)

第7条 利用団体の登録期間は、許可日から最大3年間とし、引き続き草刈機の貸出しを希望する場合は、改めて利用団体登録を申請するものとする。

(利用団体登録の取消し)

第8条 利用団体に次の各号に該当する事案が確認された場合は、所長は利用団体の登録を取り消す。

- (1) 故意による草刈機の損傷、管理不備による盗難等を発生させた場合
- (2) 県管理の一級河川及び二級河川の維持管理、河川愛護活動以外の目的で使用した場合
- (3) 草刈機が届出と異なる場所で保管された場合
- (4) 営利目的で使用した場合
- (5) 所長の許可を得ずに転貸した場合
- (6) その他、所長が不相当と認めた場合

(事前予約)

第9条 利用団体は、草刈機の貸出しを受けようとする日の14日前までに所長が定めた担当課に申し出て、貸出しの予約をするとともに、貸出期間及び貸出し・返却場所等について予め承諾を得るものとする。

(貸出期間)

第10条 草刈機の貸出期間は、草刈機の貸出しを受ける日(以下、「貸出日」という。)から起算して4日以内とする。ただし、返却日予定日が閉庁日の場合は、閉庁日翌日の開庁日までとする。また、県発注工事・委託において使用する場合は、工事・委託の契約期間内を貸出期間とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず所長が認める場合は、貸出期間を延長することができる。

(貸出し・返却方法)

第11条 利用団体は、貸出し予約の際に定めた日時及び場所で草刈機の借受け及び返却をしなければならない。ただし、利用団体による草刈機の運搬が困難と所長が認めた場合に限り、県が草刈機を運搬する。

2 返却の際は、燃料を満タンに補充しなければならない。

(清掃・点検)

第12条 利用団体は、草刈機を返却する際に、予め清掃・点検を行わなければならない。

(使用実績報告書)

第13条 利用団体は、草刈機の返却後、速やかに使用実績報告書(様式第3号)を所長に提出しなければならない。

(燃料費等)

第 14 条 草刈機に係る燃料費は利用団体が負担する。

- 2 草刈機の運搬に係る費用は、原則として利用団体が負担する。ただし、県が運搬を行う場合の費用は県が負担する。
- 3 草刈機に係る整備費は、県が負担する。

(損害の賠償等)

第 15 条 利用団体の不適切な管理及び操作により、草刈機の盗難、故障等が発生した場合は、利用団体が賠償しなければならない。ただし、草刈機の経年劣化による故障など、利用団体の瑕疵によらない故障については、この限りではない。

(傷害事故の対応)

第 16 条 利用団体の責による傷害事故については、原則として利用団体がこれを解決しなければならない。ただし、リバーフレンド活動保険に加入する団体に限り、著しい瑕疵によるものを除き、県が契約する保険を活用することができる。

(遵守事項)

第 17 条 草刈機の使用にあたり、利用団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 草刈機を使用する際は、各種保護具を着用し、騒音、安全対策、刈草等の散乱防止などに十分配慮すること。
- (2) 急傾斜地や軟弱地、支障物がある箇所など、草刈機の使用に適さない箇所で使用しないこと。
- (3) 使用前に、別紙「使用上のポイント」を確認し、記載されている安全管理を施すように努めること。
- (4) 使用前に、別紙「操作簡易マニュアル」に記載されている操作方法を確認すること。
- (5) 草刈機に異常がある場合は、ただちに使用を中止すること。
- (6) 草刈機の使用中に損害事故、傷害事故が発生した場合は、ただちに使用を中止すること。
- (7) 所長の許可を得ず、草刈機を転貸しないこと。
- (8) 営利目的で使用しないこと。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

付 則

この要綱については、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。